

一般社団法人 福井県サッカー協会 会費規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第7条の規定に基づき、入会金および会費を次のとおり定める。

(入会金および会費)

第2条 本法人の入会金および会費は、別表のとおりとする。

- 2 賛助会員の会費の口数については任意とし、相互の協議により決定する。

(臨時会費)

第3条 臨時に資金を必要とするときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(入会金および会費の納入)

第4条 正会員は、毎年4月末日までに会費を一括納入しなければならない。ただし、第2種、第3種、第1種の大学および高等専門学校の各団体は、5月20日まで納入を延期することができる。

- 2 賛助会費の納入は、年1回とし、毎年度4月末日とする。
- 3 特別会員の会費納入は、年1回とし、毎年度7月末日とする。
- 4 入会金および会費の納入は、本会が指定する収納機関に会員が払い込むこととし、その手数料は払込人の負担とする。
- 5 払い込まれた入会金および会費については、領収書の発行は行わない。

(退会に伴う会費)

第5条 定款第8条の定めるところにより退会する場合に、未納の会費があるときは、退会時までに会費を納付しなければならない。

- 2 定款第10条第2項の定めるところにより、退会者は既に納付した会費の返還を請求することはできない。

(規程の変更)

第5条 本規則は、理事会の議決を得て、総会の承認を経て、行うものとする。

(その他)

第7条 本規則の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

[施行] 2015年 6月27日

[改正] 2016年 6月25日